

## 裁判官と 裁判所職員 インタビュー

# 裁判所に出向かなくても 手続に参加できるって本当？

裁判所のデジタル化の現在・未来と裁判所で働く人たちの仕事について、札幌高等・地方・家庭裁判所の職員に聞いてみました！



おおつか  
大塚 裁判所書記官

2017年裁判所事務官として採用。  
2024年裁判所書記官に任官。  
趣味は旅行と音楽。シティジャズの出演に向けて練習中。



みやざき  
宮崎 裁判官

2015年裁判官に任官。  
大阪地裁勤務などを経て、2023年  
札幌地裁に着任。海とビールとジブリ  
映画を愛する2児の母。

## 裁判官・書記官の仕事内容

——はじめに、札幌地裁民事部の宮崎裁判官と大塚書記官にお話を伺います。二人は現在、札幌地裁の民事部でチームを組んで働いているとのことですが、本題に入る前に二人がどのような仕事をしているのかを教えてください。

(宮崎) 民事部では、交通事故で負った損害の賠償を加害者に請求する裁判や、建物の明渡しを求める裁判、労働者が雇用主に賃金の支払を求める裁判など、様々な民事事件を取り扱っています。

裁判官の一番の仕事は、やっぱり「判決書」を作成すること、だと思います。とはいえ、裁判官も一日中判決書を作成しているわけではなく、むしろ判決をするために必要なその他の業務をしている時間のほうが長いかもしれません。例えば、訴えを起

こした人(原告)と起こされた人(被告)の主張が記載された書面や証拠などの事件記録を読み込んだり、公開の法廷で行われる口頭弁論期日に立ち会って当事者双方の主張を整理し、手続を進めたりすることなどです。

(大塚)そして、その期日に立ち会って、行われた裁判手続の内容を記録し、おおよげに証明する「調書」というものを作成することが、書記官の重要な仕事の一つですね。

もっとも、期日があるのは週に3日ほどですし、期日の立会と調書の作成以外にも書記官は様々な業務を行っています。当事者の方から提出された書類を確認・整理して事件記録を編成したり、裁判関係文書を送達したりするなどの事務仕事のほか、当事者の方からの電話や対面での問い合わせに対応することも書記官の仕事の一つです。

——書記官の仕事はとても幅広いのですね。

(大塚) 裁判官とチームを組み、よりよい紛争の解決に向けて協働するのが書記官の仕事です。

(宮崎) 本当にありがたい限りです。



## ウェブロ頭弁論

——先ほど、法廷で行われる口頭弁論期日についての話がありました。裁判所といえば、訴えを起こした人(原告)と起こされた人(被告)が法廷で対面して言い分を主張し合う光景をイメージする方も多いと思いますが、最近は裁判所に出向かなくても弁論期日に参加できるようになったと聞きました。

(宮崎) そのとおりです。実際、令和6年2月までは、原則として原告と被告の双方に法廷に来てもらう必要があったのですが、民事訴訟法等が改正されたことで、令和6年3月1日から「ウェブ会議」という方法で口頭弁論期日に参加できるようになりました。わかりやすく言うと、貸会議室や弁護士事務所などの法廷以外の場所から、パソコンやスマホで、ネット環境を利用して映像や音声を繋いで期日に参加できるようになりました。このように行われる期日をウェブロ頭弁論(ウェブ弁論)と言ったりもします。

——ウェブ弁論が導入されたことで、当事者の方にとってはどのような良い点があるのでしょうか。

(宮崎) やはり、遠方から裁判所に足を運んでいた必要がなくなるというのは、費用や時間の面で利点だと思います。また、平日の日中は仕事をしている方が多いと思いますが、札幌近郊に住んでい

る方でも日中に職場と裁判所を行き来する必要がなくなるのは良いことだと思います。

(大塚) 沖縄在住の当事者の方がウェブ会議で参加されたときは、ウェブ弁論が導入されて良かったなと思いました。沖縄から札幌の裁判所まで来ていただかなければならないとなると、相当なご負担だったと思います。

——裁判所にとっても何か良かった点はありますか。

(宮崎) 次回の期日を決めるに当たって、ウェブ弁論導入前なら遠方の当事者の方の飛行機の都合や仕事の休みの調整などの事情でかなり先に期日を指定しなければならなかったのが、ウェブ弁論のおかげで期日への参加のハードルが下がったからか、次回期日を近いところで指定しやすくなったなど感じています。期日と期日の間隔が短くなれば、その分事件を速やかに進行できるということになり、紛争を少しでも早く解決したいという思いを抱いている当事者の方にとって良いことだと思います。



——裁判官や書記官も自分の席からパソコンで期日に参加することができるようになったのですか。

(大塚) 実は、ウェブ会議を利用することができるようになった現在も、裁判官と書記官は実際に法廷に立ち会う必要があるんです。

(宮崎) 口頭弁論期日は公開されているので、誰でも自由に傍聴できるように、法廷で行う必要があるんですね。



↑ウェブ弁論に利用する法廷のモニター。このモニターにウェブ会議で参加する方の映像が映し出される。当事者双方がウェブ会議で参加する場合、法廷には裁判官と書記官の姿だけになることも。

## 裁判官・書記官を志したきっかけ

——ウェブ弁論のことはよくわかりました。ここからは少し趣向を変えて、裁判所で働くお二人のことを教えてください。そもそも、お二人が裁判官や裁判所事務官を志したきっかけは何ですか。

(宮崎) 実は、私は司法試験を受けようと考えていた当初から裁判官になろうと決めていたわけではなかったんです。

ロースクール(法科大学院)に通っていたときに模擬裁判の授業で裁判官役をやって、その時から少し興味はあったのですが、司法試験に合格した後に受ける司法修習の間も迷っていました。

最終的には、司法修習中に会った裁判官のような人たちと一緒に働くことで自分も成長できるかもしれないと思って、裁判官に決めました。

——大塚さんは、なぜ裁判所の職員になりたいと思ったんですか。

(大塚) 私は大学の法学部に通っていたこともあって、もともと法律に関する仕事に興味がありました。

進路を考えるに当たって色々な官公庁の業務説明会に参加しましたが、裁判所は事前準備が完璧でしっかりした職場なんだなという印象を受けたのと、裁判所が一番職員の方々が和気あいあいとしていて、雰囲気の良い感じがうかがえたのも決め手の一つでした。

——大塚さんは裁判所事務官として採用された後、内部試験に合格して裁判所書記官に任官したのでしたね。書記官を目指そうと思ったのはいつからですか。

(大塚) 採用当初から書記官を目指していました。裁判所といえば、裁判のニュースなどでよく見る、法廷に裁判官がいて、その手前に書記官が座っていて…というあの光景のイメージで、やっぱり裁判所に入るからには書記官として法廷に立ち会いたいとずっと思っていました。



## 仕事のやりがい

——裁判官の仕事のやりがいはどのようなときに感じますか。

(宮崎) 裁判所は紛争を解決する場所なので、やっぱりより良い解決ができたときにやりがいを感じますね。

——具体的にはどのようなときですか。

(宮崎) 先ほど裁判官の仕事として判決をすることという話をしましたが、判決に至らずに当事者双方の合意により紛争を解決する「和解」という方法もあります。

当事者双方の言い分をくみながら、和解案を提案して、和解が成立したときには、それはつまり当事者の方々が納得できる解決方法を裁判所が提案することができたということなので、より良い紛争解決をすることができたとうれしく思います。

——書記官についてはどうですか。

(大塚) 先ほど、事務仕事だけでなく当事者の方からの問い合わせへの対応も書記官の仕事の一つという話をしましたが、対応した後に「説明がわかりやすかった」「ありがとう」といった声をかけて

もらえたときには良かったと思います。裁判所の手続や法律用語は一般の方には聞きなじみのないものが多いでしょうから、裁判手続の専門家としてわかりやすく説明することは書記官のやりがいの一つと感じています。

——書記官という肩書から「書類」と向き合う仕事のようなイメージがありますが、書類の向こうにいる一人一人の「人」としっかりと向き合っているのがよくわかりますね。

(大塚) 確かに、問い合わせへの対応だけでなく、当事者の方や代理人弁護士との期日の調整など、外部の方との連絡調整をする機会は意外と多いです。

——ウェブ弁論や裁判官・書記官の仕事についてよくわかりました。宮崎裁判官、大塚書記官、インタビューにご協力いただきありがとうございました。

(宮崎) (大塚) 私たちの話を通じて、裁判官や書記官の仕事にも興味を持っていただけたら嬉しいです。ありがとうございました。

\* \* \*

★裁判所事務官と裁判所書記官の仕事についてもっと詳しく知りたい方は、裁判所ウェブサイトの採用案内パンフレット(↓)もご覧ください。また、この記事の末尾に記載の業務説明会へのご参加もお待ちしております。

★パンフレットが掲載されている裁判所ウェブサイトへのリンクはこちら↓

<https://www.courts.go.jp/saiyo/pamphlet/index.html>





なかがわ

## 中川 主任家庭裁判所調査官

2006年家庭裁判所調査官補として採用。

2008年家庭裁判所調査官に任官。

休日には、札幌のラーメン、海鮮、スイーツなどの食べ歩きを満喫中。特技は阿波踊り。

## 家裁調査官の仕事内容

——つづいて、札幌家裁の中川主任家裁調査官にお話を伺います。家裁調査官の仕事のデジタル化についてお聞きする前に、まずは家裁調査官の仕事について教えてください。

(中川) 家裁調査官は、心理学、社会学、社会福祉学、教育学といった行動科学等の専門的な知見や技法を活用して、家庭内の紛争解決や非行少年の立ち直りに向けた調査活動をしています。

家事事件では、離婚や子どもをめぐる争い(調停や審判)で解決を求める方や両親の紛争のさなかに置かれているお子さんと会って、その言葉や心の声に耳を傾け、必要に応じて、家庭訪問をするなどして、生活等の状況や意向・心情を把握します。そして、子どもの幸せを最優先にした適切な解決の方法を考え、裁判官に報告するとともに、両親にもお子さんの思いを伝えたり、助言したりします。

少年事件では、非行を起こした少年の性格、日頃の行動、生い立ち、取り巻く環境などについて調査をして、どうして非行を起こしてしまったのか、こ

れからどうすれば立ち直ることができるのかを考えます。少年や保護者等と面接を行い、その言葉に耳を傾け、必要な教育的働き掛けを行い、その指導をどれだけ受け止めることができているか確認したりしていきます。そして、少年にとってどのような処遇にするのが良いか意見を付けた上で裁判官に報告をします。

## ウェブ調査

——家裁調査官による調査は通常、どのような方法で行われるのですか。

(中川) 直接会う方法(対面調査)に加えて、近年、ウェブ会議を利用した調査(ウェブ調査)を行うようになってきました。

——家事事件では、どのようにウェブ調査を活用していますか。

(中川) 家事事件では、家庭裁判所がウェブ調査を活用することで調査の目的が達成できると判断できる場合は、当事者の方のニーズ(遠方在住、仕事や子育てで裁判所に行きにくい、健康面への不安など)をお聞きしながら適した調査方法を決めています。ウェブ調査を受けた当事者の方からは、「対面調査だと、仕事や子どもの送迎を調整しないといけなかったが、ウェブ調査だと、仕事の休憩時間に対応することができたので、ありがたかった。」「裁判所に行くのに、交通の便が悪く半日かかるところ、ウェブ調査で自宅から短時間で調査に応じられてよかった。」「最初はきちんと話が伝わるのか心配していたが、ウェブ調査でも対面調査と差を感じなかった。」という感想をいただくこともありました。また、学校等の関係機関調査においても、ご協力いただける場合は、ウェブ調査を活用しています。

ウェブ調査は、裁判所が適切であると判断し、かつ当事者の方のニーズに合致すれば、審理が迅速に進み、かつ質の高い判断も可能になると考えています。ただ、対面調査が適切な場合もあるため、当事者の方のニーズも踏まえながら、裁判所の適正迅速な判断のためにどのような調査方法を用いるかという視点を常に持ちつつ、調査の質の向上につなげたいと考えています。

——少年事件では、どのようにウェブ調査を活用していますか。

(中川) 少年事件におけるウェブ調査について、関係機関への調査は家事事件同様に実施していますが、少年、保護者等への調査に対しては、少年の健全育成という目的を達成することができるかどうかを慎重に検討した上で実施するようにしています。



↑ウェブ調査のイメージ。プライバシーに配慮し、個室で対応します。

## 家裁調査官を志したきっかけ

——ウェブ調査のことはよくわかりました。ここからは、地裁のお二人に引き続き、中川主任が家裁調査官を志したきっかけを教えてください。

(中川) 大学では、教育学を専攻しており、子どもの福祉に関わることができる仕事に就きたいと思っていました。家事事件と少年事件の両方に関わるだけでなく、総合職として家庭裁判所全体の運営に携われる機会があることも魅力に感じ、家裁調査官を志望しました。

## 仕事のやりがい

——家裁調査官の仕事のやりがいはどのようなときに感じますか。

(中川) 家事事件では、家裁調査官が関与することによって、両親やお子さんが新たな一歩を踏み出すための一助となることができた時は、やりがいを感じます。少年事件では、家裁調査官が関与することにより、少年に変化の兆しが出てきて、親子で新たな一歩を踏み出そうとしている時は、やりがいを感じます。



——ウェブ調査や家裁調査官の仕事についてよくわかりました。中川主任、インタビューにご協力いただきありがとうございます。

(中川) 私の話を通じて、家裁調査官の仕事にも興味を持っていただけたら幸いです。ありがとうございました。

\* \* \*

★家裁調査官の仕事についてもっと詳しく知りたい方は、裁判所ウェブサイトの採用案内パンフレット(↓)や家裁調査官リーフレットもご覧ください。また、この記事の末尾に記載の業務説明会へのご参加もお待ちしております。



★パンフレットとリーフレットが掲載されている裁判所ウェブサイトへのリンクはこちら↓

<https://www.courts.go.jp/saiyo/pamphlet/index.html>



かとう  
**加藤 民事訟廷管理係長**  
(裁判所事務官)

2024 年高裁民事部訟廷管理係長に着任。  
趣味はドライブ。片道5~6時間かかる網走  
に日帰りドライブしたことも…!

ささき  
**佐々木 主任書記官**

2024 年高裁デジタル企画チームに配属。  
趣味はお酒と料理とキャンプ。最近ピザ窯を購  
入し、ピザ作りにハマリ中。

## デジタル化関連部署の仕事内容

——令和8年5月までに、民事訴訟手続の全面的なデジタル化が実現される予定と聞きました。そこで、札幌高裁のデジタル化関連業務を担当している佐々木主任書記官と加藤係長に、今後のデジタル化に関する展望をお聴きします。まずは、お二人の仕事について教えてください。

(佐々木) 私の所属するデジタル企画チームは、高裁管内全体のデジタル化の推進を目的として、デジタル化に関する情報の収集・発信・整理、システム導入の支援、デジタルツールを利用した事務合理化の支援等の活動をしています。

(加藤) 高裁民事訟廷管理係は、裁判所のデジタル化に係る業務のうち、裁判部門が主体的に行うべき運用面のデジタル化について、最高裁やデジタル企画チームと連携して、高裁管内の地裁・家裁・簡裁に情報提供したり、様々な企画や準備を行ったりしています。

## 民事訴訟手続のデジタル化

——先ほど、地裁の裁判官と書記官から、すでにウェブ会議の方法で口頭弁論期日を実施できるようになっている(ウェブ弁論)という話を聞きました。これも民事訴訟手続のデジタル化の一つですよね。民事訴訟手続は、今後もより一層デジタル化が進んでいくということなのでしょうか。

(佐々木) そのとおりです。民事訴訟手続のデジタル化は3つの段階で進められています。

簡単に言うと、法改正をしなくてもできる範囲でウェブ会議を実施するのが第1段階で、法改正をすることでウェブ会議を利用できる手続を拡大するのが第2段階でした。地裁の裁判官が言っていたという、口頭弁論の期日をウェブ会議で実施できるようになったことは、第2段階のデジタル化に当たりますね。

そして、法改正に加えて、新たなシステムを整備することで民事訴訟手続の全面的なデジタル化を実現するのが、第3段階(最終段階)です。改正民事訴訟法等が令和8年5月までに施行(法律の効力が生じること)されることがすでに決まっている

ため、最高裁が中心となって、それまでに新しいシステムを整備するべく準備を進めています。

——令和8年5月までに民事訴訟手続の全面的なデジタル化が実現されると、具体的にどのようなことができるようになるのですか。

(佐々木) 裁判所に訴えを起こすために提出する「訴状」などの申立書類や手数料を電子提出・電子納付することが可能になります。また、現在、裁判所の事件記録は紙で編成されていますが、これが電子化されます。さらに、インターネットを通じて裁判所から当事者の方に対して書類を送達・送付すること(電子送達)が可能になります。

——当事者の方にとっても、民事訴訟手続を利用しやすくなるのでしょうか。

(佐々木) そうなることを期待しています。全面的なデジタル化が実現すれば、自宅からオンラインで訴えを提起して、自宅から事件記録にアクセスして、自宅からウェブ会議の方法で裁判の期日に参加して、自宅の端末で判決書を受け取って…と、一度も裁判所に行くことなく民事訴訟手続を完了することが法律上は可能になります。

もっとも、裁判の内容や審理の状況によっては、出頭が必要な場合もあります。



——システムの整備は最高裁が中心となって、デジタル企画チームがこれを支援しながら進めているのですね。裁判部において全面的なデジタル化の実現に向けて取り組んでいることはありますか。

(加藤) 先ほど佐々木主任が、令和8年5月までに訴状を電子提出することが可能になるという話を

していましたが、実は、訴状以外の当事者の方の言い分を記載した書面(主張書面)や証拠書類などの一部の書類は、すでに「民事裁判書類電子提出システム(mints(ミンツ))」というシステムで電子提出することが可能なんです。

——そうなんです。

(加藤) 令和8年5月までに、今ある mints に新規申立てができるようにする機能や電子送達の機能等を追加することで、全面的なデジタル化を実現することが予定されています。

そして、現在は来るべき施行に向けて職員も準備を進めています。

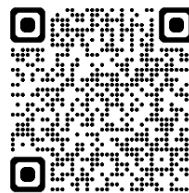
また、令和8年5月までに施行される改正民事訴訟法において、弁護士や司法書士などの法律の専門家が当事者の方の代理人として訴えを提起する場合は電子申立てによることが義務づけられますので、施行までの間に mints の操作に慣れてもらえるよう、裁判所のウェブサイトでは法施行前から mints のアカウントを登録するメリット等を掲載して mints の積極的な利用をおすすめしています。

——今後の民事訴訟手続のデジタル化についてよくわかりました。佐々木主任、加藤係長、インタビューにご協力いただきありがとうございました。

\* \* \*

★民事裁判書類電子提出システム(mints)について詳しく説明している裁判所ウェブサイトへのリンクはこちら↓

<https://www.courts.go.jp/saiban/online/mints/index.html>



# お知らせ



## ★令和7年度の札幌の裁判所の広報活動予定

※内容は変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

※各イベントの詳細は、次ページの裁判所のウェブサイト上やSNS上でお知らせします。

〈年間を通じて〉  
法廷見学・模擬裁判  
団体傍聴

〈10月のいずれかの日曜日〉  
「法の日リーガルフェスタ2025  
～学生のための刑事裁判体験会～  
(仮)」  
(内容)現役の裁判官、検察官、弁護士  
とチームになって、それぞれの立  
場から模擬刑事裁判を体験して  
いただく内容を予定  
(対象)中学生～大学生

〈1月頃〉  
「冬休み裁判所キッズDAY」  
(内容)童話を題材とした模擬刑  
事裁判、裁判所クイズ等を  
予定  
(対象)小学4～6年生

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

9/16～18  
「裁判所体験  
プログラム」  
受付期間終了

9/26 14:00～15:30  
「家庭裁判所調査官  
オンライン業務説明会」

〈10月～2月頃〉  
各種 業務説明会  
(事務官・書記官  
家裁調査官)

〈3月頃〉  
採用試験  
説明会



★札幌の裁判所では、見学（法廷見学・模擬裁判等）や団体傍聴を受け付けています。興味のある方は、札幌地方・家庭裁判所のウェブサイトをご覧ください。↓

<https://www.courts.go.jp/sapporo/kengaku/index.html>



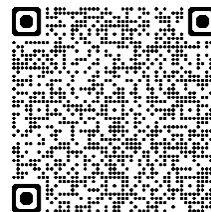
なお、法廷見学・模擬裁判は、札幌地裁のほか、札幌高裁でも実施しています。

★前ページの各広報イベントの詳細が決まり次第、札幌高等裁判所のウェブサイト又は札幌地方・家庭裁判所のウェブサイトに掲載予定です。

★バックナンバー（令和6年度の憲法週間企画）  
～憲法と裁判員制度に関するクイズに挑戦しよう～

〈第1弾〉

<https://forms.office.com/r/Gzybg2kp8d>



〈第2弾〉

<https://forms.office.com/r/PIKaUww2GU>



X

＼裁判所採用SNSもご覧ください！／

Facebook

Instagram

The graphic features a yellow background with several yellow stars of varying sizes. At the top center is a QR code with the letter 'X' above it. Below this, a cartoon bear character wearing a black judicial robe stands with its arms raised. To the left of the bear is a QR code labeled 'Facebook', and to the right is a QR code labeled 'Instagram'. The text '＼裁判所採用SNSもご覧ください！／' is written in a stylized font across the middle.